

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 東洋印刷所

購読料(前納)
1年 10,800円
1箇月 900円

目 次

規 則

- ◇中央省庁等改革に伴う関係規則の整理に関する規則(第1号) 124

告 示

- ◇環境への負荷の低減に関する指針の一部を改正する告示(第1号) 125
- ◇道路区域の変更(第2号) 125
- ◇道路の供用開始(第3号) 125
- ◇市道路線の認定(第4号) 126
- ◇道路区域の決定(第5号) 126
- ◇道路の供用開始(第6号) 127
- ◇市道路線の廃止(第7号) 127
- ◇道路区域の変更(第8号) 128
- ◇結核予防法による指定医療機関の指定(第9号) 128
- ◇証票の無効(第10号) 128
- ◇道路区域の変更(第11号) 128
- ◇道路の供用開始(第12号) 129

公 告

- ◇開発行為に関する工事の完了(第1号) 129
- ◇開発行為に関する工事の完了(第2号) 129
- ◇川崎都市計画第一種市街地再開発事業の変更の案の縦覧(第3号) 129
- ◇川崎都市計画高度利用地区の変更の案の縦覧(第4号) 129
- ◇開発行為に関する工事の完了(第5号) 130
- ◇開発行為に関する工事の完了(第6号) 130
- ◇道路位置の指定(第7号) 130
- ◇道路の指定(第8号) 130
- ◇道路位置の指定(第9号) 130

公 告(調 達)

- ◇一般競争入札の公告(第27号) 131

- ◇一般競争入札の公告(第28号) 132
- ◇一般競争入札の公告(第29号) 133
- ◇一般競争入札の公告(第30号) 135
- ◇一般競争入札の公告(第31号) 137
- ◇一般競争入札の公告(第32号) 138
- ◇一般競争入札の公告(第33号) 139

交 通 局 公 告

- ◇指名競争入札の公示(第2号) 141

区 告 示

- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効(麻生区第4号) 142
- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効(麻生区第5号) 142
- ◇住民票の写しの無効(麻生区第6号) 142

区 公 告

- ◇納税通知書の公示送達(川崎区第1号) 142
- ◇納税通知書の公示送達(川崎区第2号) 143
- ◇住民票の職権消除(中原区第1号) 143
- ◇印鑑登録の抹消(中原区第2号) 143
- ◇納税通知書の公示送達(中原区第3号) 143
- ◇納税通知書の公示送達(宮前区第1号) 144
- ◇住民票の職権消除(多摩区第1号) 144
- ◇印鑑登録の抹消(多摩区第2号) 144
- ◇納税通知書の公示送達(多摩区第3号) 144
- ◇充当計算書(謄本)の公示送達(麻生区第56号) 144
- ◇差押解除通知書の公示送達(麻生区第57号) 145
- ◇交付要求通知書の公示送達(麻生区第1号) 145

辞 令

- ◇1月1日付け 145

正 誤

- ◇1,330号 146

◇1,330号 146

規 則

中央省庁等改革に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成13年 1月 4日

川崎市長 高 橋 清

川崎市規則第 1 号

中央省庁等改革に伴う関係規則の整理に関する規則

(川崎市市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 川崎市市区役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表区民生活部の部資産税課の項第 2 号中「自治大臣配分」を「総務大臣及び神奈川県知事の配分」に改める。

(川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則の一部改正)

第 2 条 川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則(平成 5 年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第14号様式第 3 面備考第 3 項第 5 号中「排水基準を定める総理府令」を「排水基準を定める省令」に改める。

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第 128 号)の一部を次のように改正する。

別表第11備考第 7 項第 3 号中「総理府令」を「省令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

(川崎市理容師法施行細則等の一部改正)

第 4 条 次に掲げる規則の規定中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(1) 川崎市理容師法施行細則(昭和55年川崎市規則第 43号)第 1 号様式(表)注第 2 項第 4 号並びに第 5 号様式注第 2 項第 4 号及び第 5 号

(2) 川崎市美容師法施行細則(昭和55年川崎市規則第 42号)第 1 号様式(表)注第 2 項第 4 号並びに第 5 号様式注第 2 項第 4 号及び第 5 号

(3) 川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則(平成 3 年川崎市規則第61号)第12条第 1 項

(4) 川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年川崎市規則第35号)第 7 号様式

(5) 川崎市老人福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則

第59号)第20条

(6) 川崎市介護保険条例施行規則(平成12年川崎市規則第57号)第 8 条, 第 9 条, 第10条, 第11条, 第12条, 第14条第 2 項, 第21号様式(裏)及び第26号様式(裏)

(7) 川崎市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則(平成12年川崎市規則第 1 号)第 3 条第 2 項及び第 5 条第 2 項

(8) 川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成 5 年川崎市規則第 108 号)第 6 条第 2 項第 4 号エ

(川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第 5 条 川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成 3 年川崎市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第19条中「厚生大臣又は」を削り, 後段を削る。

(川崎市医療法施行細則の一部改正)

第 6 条 川崎市医療法施行細則(平成 9 年川崎市規則第 26号)の一部を次のように改正する。

第52号様式(裏)中「第30条の35条第 1 項各号」を「第30条の35第 1 項各号」に, 「第42条第 1 項に規定する厚生大臣」を「第42条第 2 項に規定する厚生労働大臣」に改める。

第64号様式(裏)中「第42条第 1 項に規定する厚生大臣」を「第42条第 2 項に規定する厚生労働大臣」に改める。

(川崎市薬事法施行細則の一部改正)

第 7 条 川崎市薬事法施行細則(平成 9 年川崎市規則第 32号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項及び第 4 項並びに第11号様式中「第14条第 6 項」を「第14条第 7 項」に改める。

(川崎市生活保護法施行細則の一部改正)

第 8 条 川崎市生活保護法施行細則(昭和47年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第25条第 1 項中「これ」を「これら」に, 「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第31条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。(川崎市都市計画法施行細則等の一部改正)

第 9 条 次に掲げる規則の規定中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(1) 川崎市都市計画法施行細則(昭和47年川崎市規則第75号)第12号様式(裏)

(2) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則(昭和47年川崎市規則第76号)第32号様式

(3) 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則(平成 5 年川崎市規則第58号)第 4 条第 1 号

19 (川崎市下水道条例施行規則の一部改正)
 第10条 川崎市下水道条例施行規則(昭和36年川崎市規則第50号)の一部を次のように改正する。
 第20条第1項第2号ア中「厚生省令」を「省令」に改め、同号ウ中「厚生省令」を「省令」に改める。
 附 則
 (施行期日)
 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則(第2条、第4条第1号及び第2号並びに第6条に限る。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
 3 第4条の規定による改正前の川崎市介護保険条例施行規則の規定により交付した介護保険標準負担額減額認定証又は介護保険特定標準負担額減額認定証(以下「認定証」という。)は、それぞれの有効期限が満了するまでの間、同条の規定による改正後の川崎市介護保険条例施行規則の規定により交付した認定証とみなす。

告 示

川崎市告示第1号

環境への負荷の低減に関する指針(平成12年川崎市告示第603号)の一部を次のように改正し、平成13年1月6日から適用する。

平成13年1月5日

川崎市長 高橋 清

5中「構造基準」を「構造方法等」に、「し尿浄化槽の構造」を「し尿浄化槽の構造方法」に、「構造を有するもの」を「構造方法を用いるもの」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

川崎市告示第2号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設局土木管理部管理課において平成13年1月5日から平成13年1月18日まで一般の縦覧に供します。

平成13年1月5日

川崎市長 高橋 清

道路の種類 市道

路線名及び区域変更区間等

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)
旧	多摩第6号線	川崎市多摩区登戸 3291番2先	6.0	108.8
		川崎市多摩区登戸 3453番3先	6.5	
新	多摩第6号線	川崎市多摩区登戸 3291番2先	14.0	108.8
		川崎市多摩区登戸 3462番6先	17.0	
旧	登戸第21号線	川崎市多摩区登戸 3265番1先	4.5	29.4
		川崎市多摩区登戸 2616番2先		
新	登戸第21号線	川崎市多摩区登戸 3265番1先	6.0	25.1
		川崎市多摩区登戸 3264番1先		
旧	登戸第23号線	川崎市多摩区登戸 3264番5先	5.19	74.1
		川崎市多摩区登戸 2624番5先		
新	登戸第23号線	川崎市多摩区登戸 3264番5先	6.0	74.1
		川崎市多摩区登戸 2624番5先		
旧	登戸第43号線	川崎市多摩区登戸 2621番5先	5.59	49.0
		川崎市多摩区登戸 2628番先	7.18	
新	登戸第43号線	川崎市多摩区登戸 2621番5先	6.0	49.0
		川崎市多摩区登戸 2628番先	7.2	
旧	登戸第44号線	川崎市多摩区登戸 2628番先	5.59	99.4
		川崎市多摩区登戸 2624番5先		
新	登戸第44号線	川崎市多摩区登戸 2628番先	6.0	99.4
		川崎市多摩区登戸 2624番5先		
旧	登戸第118号線	川崎市多摩区登戸 1811番1先	4.55	60.1
		川崎市多摩区登戸 1802番1先		
新	登戸第118号線	川崎市多摩区登戸 1811番2先	12.0	60.1
		川崎市多摩区登戸 1802番1先	17.6	
旧	登戸第129号線	川崎市多摩区登戸 1780番1先	6.9	146.9
		川崎市多摩区登戸 1801番1先	8.0	
新	登戸第129号線	川崎市多摩区登戸 1780番1先	6.0	138.8
		川崎市多摩区登戸 1801番1先		

川崎市告示第3号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成13年1月5日から開始